

小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引

－ Q & A －

移行措置 編

- Q 1 移行措置とは何ですか。また、期間はいつですか？
- Q 2 指導内容は、教科等によってどのように変わりますか？
- Q 3 移行期間中に、授業時数は変わりますか？
- Q 4 移行措置で、学習評価は変わりますか？

平成 30 年 1 月
島根県教育委員会

はじめに

平成 29 年 3 月に新学習指導要領が告示されました。その全面実施に向けて、平成 29 年 7 月に移行措置の特例を定めた告示がなされました。この告示には、平成 30 年度から始まる移行期間において留意すべきことが示されています。この特例の内容を正確に把握し、移行措置の準備・実施を確実に行う必要があります。

そこで、移行期間中における留意点を分かりやすくお示しするために、本冊子『小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引 ―Q & A― 移行措置編』を作成しました。これには、移行措置に関する必要最小限の留意点を記載しています。各学校において準備を進める上でご活用ください。詳細については、巻末の【参考資料】をご覧ください。

なお、移行期間中においては、子どもたちの姿や地域の実情を踏まえて各学校が設定する教育目標を実現するために、どのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立と、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた指導を行うことが求められています。そのためにも、特に、新学習指導要領の総則については熟読しておく必要があります。

新学習指導要領の総則の趣旨については、平成 30 年 2 月に『小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引 ―Q & A―』を本手引き同様に掲載する予定ですので、そちらもご活用ください。

Q 1 : 移行措置とは何ですか。また、期間はいつですか？

A 1

移行措置とは、新学習指導要領へ円滑な移行ができるよう、現行学習指導要領に新学習指導要領の一部を追加するなどの**特例**を設けるものであり、その実施期間を移行期間といいます。

**小学校は平成 30 年、31 年度
(平成 32 年度から全面实施)
中学校は平成 30 年～32 年度
(平成 33 年度から全面实施)**

解 説

新学習指導要領へ移行するに当たって、各教科等における指導内容に変更があります。そのため、現行学習指導要領の内容で新学習指導要領の全面实施の直前まで学習を行うと、児童生徒の学習内容について欠落や重複が生じるものがあります。こうした観点から、移行期間中に必要な特例を示したものが移行措置です。各教科等の指導に当たっては、**追加又は省略等**をすることとした内容について十分留意した指導計画を作成し、指導を行う必要があります。

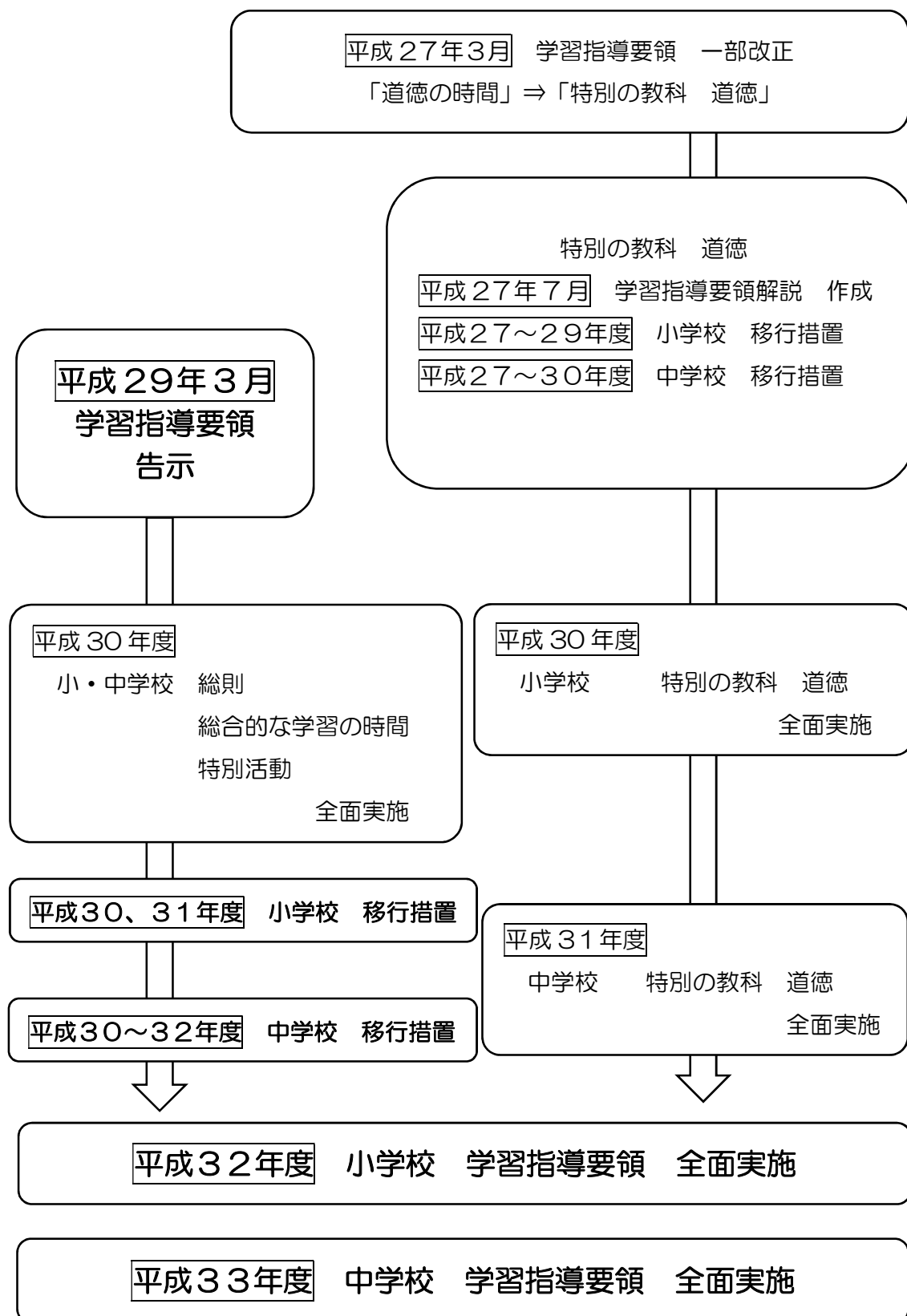
まず、最初に留意することは、移行期間中であっても教育課程の編成・実施に当たっては「新学習指導要領 第 1 章 総則」の規定を踏まえることです。「カリキュラム・マネジメント」を確立し、総則の実現を図ることが大切です。

特に、小学校の「**外国語活動**」については、新学習指導要領の外国語活動及び外国語科の内容の一部を加えて必ず取り扱わなくてはなりません。

「**総則**」並びに「**総合的な学習の時間**」、「**特別活動**」においては平成 30 年度から新学習指導要領の規定によることとなります。ただし、「総合的な学習の時間」における「プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動」に関する事項については移行措置の規定から除かれています。

「**特別の教科 道徳**」については、**小学校は平成 30 年度から、中学校は平成 31 年度から全面实施（平成 30 年度の先行実施可能）**です。

● 全面実施に向けてのスケジュール



Q 2 : 指導内容は、教科等によってどのように変わりますか？

A 2

各教科等において移行措置の内容が示されています。特に、追加又は適用しなくてはならない内容がある「国語、社会、算数・数学、理科（中学校）、保健体育（中学校）、外国語活動（小学校）」については注意が必要です。

算数・数学、理科（中学校）、外国語活動については、補助教材の配付が予定されています。

解 説

移行期間中において必要となる措置を、教科等別に示します。

△…追加、適用又は新規の項目 ▼…省略の項目

◎小学校

●国語

現行学習指導要領の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領によることができます。しかし、現行学習指導要領による場合には新学習指導要領の学年別漢字配当表により指導します。

平成 30 年度	・ 第 4 学年：新学習指導要領の学年別漢字配当表による。 ※ 都道府県名に用いる漢字を追加する。社会科第 4 学年における都道府県の名称と位置についての学習と関連付けて指導するなど、確実な定着を図る。 △追加：茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜【20 字：現行配当表外から追加】 賀、群、徳、富【4 字：第 5 学年から移行】 城【1 字：第 6 学年から移行】 ▼省略：圀、紀、喜、救、型、航、告、殺、士、史、象、賞、貯、停、堂、得、毒、費、粉、脈、歴【21 字：第 5 学年へ移行】 胃、腸【2 字：第 6 学年へ移行】
----------	--

平成 31 年度	・第 4 学年：新学習指導要領の学年別漢字配当表による。 △追加▼省略 平成 30 年度第 4 学年と同様である。 ・第 5 学年：新学習指導要領の学年別漢字配当表による。 △追加：囿、紀、喜、救、型、航、告、殺、士、史、象、賞、貯、停、堂、得、毒、費、粉、脈、歴【21 字：第 4 学年から移行】 ▼省略：賀、群、徳、富【4 字：第 4 学年へ移行】 恩、券、承、舌、銭、退、敵、俵、預 【9 字：第 6 学年へ移行】
----------	--

●社会

現行学習指導要領の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領によることができます。しかし、現行学習指導要領による場合には次のとおりとします。

平成 30 年度	・第 5 学年 △適用：領土の範囲について竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れる。
平成 31 年度	・第 3 学年 △適用：平成 32 年度の第 4 学年の内容との接続を踏まえて指導する。 (1)自分たちの住んでいる身近な地域や市町村 (2)地域の人々の生産や販売 (4)地域社会における災害及び事故の防止（ただし、災害については火災を取り扱う） <u>※（4）については、現状では第 4 学年で指導することが多いため、注意が必要である。</u> (5)古くからの道具、そのころの暮らしの様子 ・第 5 学年 △適用：平成 30 年度第 5 学年と同様に行う。

●算数

次のとおりとします。

平成 30 年度	・第 3 学年 △適用：B 量と測定「長さ」「重さ」 - 接頭語（キロ（k）やミリ（m））についても触れる。 ・第 4 学年 △適用：B 量と測定「面積」 - 接頭語（キロ（k）やミリ（m））についても触れる。 △追加：B 量と測定「面積」 - 面積の単位と既習の単位との関係を考察する。
平成 31 年度	・第 3 学年 △適用：平成 30 年度第 3 学年と同様に行う。 ・第 4 学年 △追加：A 数と計算「小数の仕組みとその計算」 - ある量の何倍かを表すのに小数を用いることを知る。 △追加：B 量と測定「面積」 - 面積の単位と既習の単位との関係を考察する。 △追加：D 数量関係「簡単な場合についての割合」 - 簡単な場合について、ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係を比べる場合に、割合を用いる場合があることを知る。 ・第 5 学年 △追加：B 量と測定「体積の単位と測定」 - 体積の単位と既習の単位との関係を考察する。 △追加：B 量と測定「異種の二つの量の割合」 - 速さなど単位量あたりの大きさの意味及び表し方について理解し、それを求める。 ▼省略：A 数と計算「乗数や除数が整数である分数の乗法及び除法」 【第 6 学年へ】

●理科

次のとおりとします。

平成 30 年度	・第 4 学年 ▼省略：「光電池の働き」【第 6 学年へ】
平成 31 年度	・第 4 学年 ▼省略：「光電池の働き」【第 6 学年へ】 ・第 5 学年 ▼省略：「水中の小さな生物」【第 6 学年へ】 ・第 6 学年 ▼省略：「電気による発熱」【中学校第 2 学年へ】

●外国語活動

第 3・4 学年は、新学習指導要領の規定の全部又は一部によるものとし、次のとおりに**必ず指導する事項が規定**されています。第 5・6 学年は、現行の学習指導要領に規定する事項に、新学習指導要領の全部または一部を加えるものとし、次のとおりに**必ず指導する事項が規定**されています。

平成 30 年度	・第 3・4 学年 △新規：(i)英語の音声やリズムなどに慣れ親しむ (ii)日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付く (iii)聞くこと及び話すこと〔やり取り〕〔発表〕の言語活動 ・第 5・6 学年 △追加：(i)音声、活字体の大文字と小文字 (ii)文及び文構造の一部 ・代名詞のうち、I, you, he, she など ・動名詞や過去形のうち、活用頻度の高いもの ・〔主語＋動詞〕 ・〔主語＋動詞＋補語〕のうち、 主語＋be 動詞＋名詞/代名詞/形容詞 ・〔主語＋動詞＋目的語〕のうち、 主語＋動詞＋名詞/代名詞 (iii)読むこと及び書くことの言語活動
平成 31 年度	△新規、追加：平成 30 年度とすべて同様である。

※ 「外国語活動年間指導計画(参考例)」、「小学校外国語教育 Q&A」も参照してください。(しまねの教育情報web“EIOS”に掲載中です)

●生活、音楽、図画工作、家庭、体育

現行学習指導要領の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領の規定によることができます。

●特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動

平成 30 年度から新学習指導要領の規定によることとなります。

ただし、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間から 15 単位時間を越えない範囲内の授業時数を移行期間に限り減じることができます。

また、「総合的な学習の時間」における「プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動」に関する事項については、移行措置の規定から除かれています。指導を行うことはできますが、実施の際は、プログラミングを体験することが探究的な学習の過程に適切に位置付くようにしなければなりません。

◎中学校

●国語

次のとおり、新学習指導要領の内容の一部を追加しています。

平成 31 年度	・ 第 1 学年：都道府県名に用いる漢字を追加して取り扱う。 △追加：茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、 沖、栃、奈、梨、阪、阜（20 字）
平成 32 年度	・ 第 1 学年 △追加：平成 31 年度第 1 学年に追加された漢字を取り扱う。 △追加：共通語と方言の果たす役割について理解する。 ・ 第 2 学年 △追加：平成 31 年度第 1 学年に追加された漢字を取り扱う。

●社会

現行学習指導要領の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領によることができます。しかし、現行学習指導要領による場合には次のとおりとします。

平成 30 年度から適用される内容があります。

平成 30 年度	・ 地理的分野 △適用：「領域の範囲や変化とその特色」 領土の範囲について北方領土に加え、竹島、尖閣諸島を扱う。 ・ 歴史的分野 △適用：「富国強兵・殖産興業政策」 北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入も触れる。 ・ 公民的分野 △適用：「世界平和と人類の福祉の増大」 竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けての努力や尖閣諸島の領有権問題は存在しないことを取り上げる。
平成 31 年度	・ △適用：第 1、第 2 学年を通じて地理的分野及び歴史的分野を並行して学習させること。授業時数は、地理的分野 115（現行 120）単位時間、歴史的分野 135 時間（現行 130）、公民的分野 100 単位時間とする。 ・ 地理的分野 △平成 30 年度に適用した内容を同様に行う。さらに加えて、 △適用：「世界の諸地域」の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。 ・ 歴史的分野 △平成 30 年度に適用した内容を同様に行う。さらに加えて、 △適用：「世界の古代文明」では、ギリシャ・ローマの文明について、政治制度など民主政治の来歴の観点から取り扱う。 △適用：「ユーラシアの変化」では、モンゴル帝国の拡大によるユーラシアの結び付きに気付かせる。 △適用：「ヨーロッパ人来航の背景」では、新航路の開拓の背景となるアジアの交易やムスリム商人などの役割と世界の結び付きに気付かせる。 △適用：「市民革命」では、政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の政治とのつながりなどに関連付けて、アメリカの独立、フランス革命などを扱う。 ・ 公民的分野 △平成 30 年度に適用した内容を同様に行う。
平成 32 年度	△適用：平成 31 年度とすべて同様に行う。

●数学

次のとおりとします。

平成31年度	・第1学年 △適用：A数と式「正の数と負の数」に「素数の積」を加える。 △追加：D資料の活用〔用語・記号〕に「累積度数」を加える。 ▼省略：D資料の活用において「誤差や近似値、$a \times 10^n$の形の表現」は取り扱わない。【第3学年へ】
平成32年度	・第1学年 △適用・追加：平成31年度の適用・追加事項は同様に行う。 △追加：D資料の活用には多数の観察や多数回の試行による「統計的確率」を取り扱う。 ▼省略：平成31年度と同様である。 ・第2学年 △追加：D資料の活用に「四分位範囲」及び「箱ひげ図」を取り扱う。

●理科

次のとおりとします。

平成31年度	・第1学年 △追加：第1分野「力の働き」に「2力のつり合い」を追加。 △追加：第2分野「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加。 ▼省略：第1分野「圧力」のうち「水圧」の部分を省略。 【第3学年へ】
平成32年度	・第1学年 △追加：平成31年度の追加事項2つは同様に行う。 △追加：第2分野「植物の生活と種類」に「動物の仲間」を追加。 ▼省略：第1分野「圧力」を省略。【第3学年へ】 ▼省略：第2分野「葉・茎・根のつくりと働き」を省略。【第2学年へ】 ・第2学年 △適用：第1分野「静電気と電流」に「放射線の性質と利用」を追加。 △追加：第2分野「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を追加。 ▼省略：「生物の変遷と進化」を省略。【第3学年へ】

●保健体育

次のとおりとします。

平成 31 年度	・体育分野 第 1 学年 △追加：「運動やスポーツの楽しみ方」 ・保健分野 第 1 学年 △追加：「健康や疾病に関する主体と環境について」〔2(4)ア〕 「健康の保持増進のための調和のとれた生活」〔2(4)イ前〕
平成 32 年度	・体育分野 第 1 学年 △追加：「運動やスポーツの楽しみ方」 ▼省略：「運動やスポーツの学び方」【第 2 学年へ】 ・保健分野 第 1 学年 △平成 31 年度とすべて同様に行う。 第 2 学年 △追加：「生活習慣病の要因について」〔2(4)イ後〕 「喫煙、飲酒、薬物乱用などについて」〔2(4)ウ〕 ▼省略：「健康と環境について」〔2(2)ア～ウ〕【第 3 学年へ】

●音楽、美術、技術・家庭、外国語

現行学習指導要領の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領の規定によることができます。

●特別の教科 道徳

平成 31 年度から新学習指導要領の規定によることとなります。平成 30 年度の指導に当たっては、現行学習指導要領の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領の規定によることができます。

●総合的な学習の時間、特別活動

平成 30 年度から新学習指導要領の規定によることとなります。

◎小・中学校全体を通しての留意事項

移行期間中において、新学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新学習指導要領による指導を行う場合には、内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の授業時数を確保して指導を行ってください。

一方で、移行措置において新学習指導要領によることができるとされていない教科（及び事項（小学校のみ））についても、**新学習指導要領の規定の内容を取り入れて指導を行うことは可能です。**

例えば、新小学校学習指導要領第1章第3の1（3）イに規定する「プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動」については、各教科等の特質に応じて計画的に実施することとされていますが、来年度から直ちに全国一律に実施することは困難であることから、移行期間中に適用することとはしていません。ただし、各学校の判断で当該既定の内容を取り入れた指導を行うことは可能です。

現行及び新学習指導要領において目標及び内容を**2学年又は3学年まとめて示している教科**については、小学校においては特に平成31年度、中学校においては特に平成32年度の指導に当たって、**翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導してください。**翌年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切に指導計画を作成し、新学習指導要領に円滑に移行してください。

Q 3 : 移行期間中に、授業時数は変わりますか？

A 3

小学校における平成 30、31 年度の外国語活動の授業時数が追加になります。よって総授業時数も増加します。中学校は社会科の地理的分野と歴史的分野について配当の変更があります。

解 説

◎小学校

新学習指導要領では、小学校第 3 学年及び第 4 学年では新たに外国語活動が 35 単位時間で、第 5 学年及び第 6 学年では現在 35 単位時間実施されている外国語活動が教科化（外国語科）され 70 単位時間で実施されます。

そのため、小学校第 3 学年及び第 4 学年においては、新たに外国語活動を 15 単位時間、第 5 学年及び第 6 学年においては、現行の外国語活動 35 単位時間に 15 単位時間を加えた 50 単位時間を実施します。これらは、全面実施に向けて、①全ての小学校において実施されるものであること、②授業時数だけではなく具体的な内容も示されていること、に留意が必要です。

なお、さらに 15 単位時間の授業時数を加えて確保することが困難な場合など、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、移行期間に限り、総合的な学習の時間及び総授業時数から 15 単位時間を越えない範囲内で授業時数を減じることができます。

小学校における平成 30、31 年度の外国語活動の授業時数及び総授業時数は、表に示す時数を標準とします。

表 移行期間中における授業時数の特例

	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995

(この表の授業時数の 1 単位時間は、45 分間とする。)

◎中学校

中学校の社会科については、第 1、第 2 学年を通じて並行して行う地理的分野と歴史的分野について、地理的分野が 5 時間減り 115 単位時間（現行 120 単位時間）、歴史的分野が 5 時間増えて 135 単位時間（現行 130 単位時間）に配当を変更しています。なお、公民的分野については変更ありません。

Q 4 : 移行措置で、学習評価は変わりますか？

A 4

移行期間中における学習評価は、これまでの評価規準等に基づいて行います。

解 説

移行期間中における学習評価については、移行期間に追加して指導する部分を含め、**現行学習指導要領に示す目標に準拠した観点別学習状況の評価や評定**を実施します。

なお、移行期間における小学校の**外国語活動に係る指導要録の取扱い**については、以下のとおりに示されています。

- (1) 第3学年及び第4学年においては総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述します。
- (2) 第5学年及び第6学年においては、引き続き現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述し、引き続き数値による評価を行わないこととし、評定も行いません。

また、**特別の教科 道徳**については、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度の全面実施に向けて既に移行期間に入っています。これまでの、主に、全教育活動を通じてみられた児童生徒の道徳的行為を中心に評価してきた道徳教育の評価に加え、新たに**授業でも評価をすることが求められます**。学習活動における児童生徒の「学習状況や道徳性に係る成長の様子」を継続的に把握し、指導に生かすよう努めていきます。

指導要録における評価については、個人内評価として数値などではなく記述式で行います。その際、個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること、他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます評価とすることが求められます。

【参考資料】

移行措置の詳細については、文部科学省の次の通知等を参照してください。

- 「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成 28 年 7 月 29 日）
- 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示，小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」（平成 29 年 3 月 31 日）
- 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 29 年 7 月 7 日）
- 「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」（平成 29 年 7 月 7 日）
- 「平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件（小学校特例告示）」（平成 29 年 7 月 7 日）
- 「平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（中学校特例告示）」（平成 29 年 7 月 7 日）
- 「学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要」
- 「小学校学習指導要領」（平成 29 年 3 月）
- 「中学校学習指導要領」（平成 29 年 3 月）
- 「小学校学習指導要領解説」総則並びに各教科等
- 「中学校学習指導要領解説」総則並びに各教科等

※ いずれも文部科学省のホームページから閲覧することができます。